

平成 29 年度 教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

1 調査期間

(1) 第 1 次調査

- ① 期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日
- ② 対象 平成 29 年 11 月 30 日付で、小中学校長、市立高等学校長に調査を依頼
- ③ 内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケートを実施

(2) 第 2 次調査

- ① 期間 平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- ② 対象 第 1 次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を平成 30 年 3 月 31 日まで随時報告

2 体罰、不適切な言動の定義

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」(18 文科第 1019 号)における「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を繰り返し与えるもの

- ① 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導に終始した言動
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

3 調査上の配慮事項

- (1) アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（学校評議員や P T A 役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを工夫した。
- (2) アンケートは氏名欄を設けたが自由記述とした。（所属学年、学級は記入）

4 調査結果

(1) 報告件数

① 体罰

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
H26	1 6	3 0	0	4 6	5
H27	2 5	2 1	0	4 6	0
H28	1 4	2 3	0	3 7	△ 9
H29	1 5	1 5	0	3 0	△ 7

② 不適切な言動 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
H26	8	8	0	16	—
H27	13	17	0	30	14
H28	14	29	0	43	13
H29	20	16	0	36	△7

(2) 発生の場面

① 体罰 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H26	7	10	1	2	4	4	1	9	2	1	1	4	16	30
H27	20	4	0	1	3	5	0	10	0	0	2	1	25	21
H28	10	4	0	2	3	2	0	15	0	0	1	0	14	23
H29	8	6	0	0	4	1	0	8	0	0	3	0	15	15

② 不適切な言動 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H26	3	2	0	1	1	1	1	3	1	0	2	1	8	8
H27	11	5	0	0	0	0	1	9	0	0	1	3	13	17
H28	9	11	0	3	1	7	0	6	0	0	4	2	14	29
H29	13	4	0	3	1	0	0	6	0	0	6	3	20	16

(3) 発生の場所

① 体罰 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H26	9	8	0	0	1	11	4	1	1	3	1	7	16	30
H27	21	4	0	0	3	10	0	0	1	5	0	2	25	21
H28	9	5	0	0	3	15	1	0	0	1	1	2	14	23
H29	8	2	0	0	4	10	0	0	2	2	1	1	15	15

② 不適切な言動 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H26	7	5	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	8	8
H27	10	6	0	1	3	7	0	0	0	1	0	2	13	17
H28	10	12	0	1	2	11	0	0	0	2	2	3	14	29
H29	16	5	0	1	0	9	0	0	0	0	4	1	20	16

5 教職員の措置

(1) 体罰 (人)

年度	懲戒		指導措置				計	
			訓告		嚴重注意			
	小	中	小	中	小	中	小	中
H26	0	0	0	0	0	2	0	2
H27	0	0	0	0	1	2	1	2
H28	0	0	0	0	0	1	0	1
H29	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不適切な言動 (人)

年度	懲戒		指導措置				計	
			訓告		嚴重注意			
	小	中	小	中	小	中	小	中
H26	1	0	0	0	0	0	1	0
H27	0	0	0	0	2	3	2	3
H28	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0	0	0	0

6 体罰、不適切な言動の根絶に向けた取組

(1) 通知文の送付

- ① 「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」
(25 文科初第 574 号<平成 25 年 8 月 9 日>)
- ② 「夏季休業期間中における学校施設等の管理及び教職員の服務について（通知）」
(教職員課 平成 29 年 7 月 5 日)

(2) 教職員課学校訪問

校長面談や教頭面談で各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、教職員に直接体罰の禁止について指導する。

(3) 研修会等

- ① 校長会における管理職への注意喚起（平成 29 年 10 月 24 日）
- ② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識を高める。

(4) 管理職による継続した指導

全教職員との面談及びコンプライアンス・セルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施する。